

ID: 403

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	医療付加金の支給		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市国民健康保険条例 第7条の3		
例 規 番 号	昭和38年条例第10号		
【根拠条文】 (医療付加金) 第7条の3 被保険者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第19条(同法第6条第3項第2号に規定する結核に限る。)若しくは第37条の2又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号に規定する精神通院医療に限る。)の規定により、医療を受けるときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その医療に要する費用の額のうち当該被保険者が負担すべき額に相当する額を結核・精神医療付加金として支給する。ただし、精神通院医療については、その医療に要する費用の額の100分の5に相当する額と当該被保険者が負担すべき額に相当する額とのいずれか少ない額を支給する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日